

78円UP！

# 群馬県最低賃金

# 1,063円

時間額

令和8年3月1日発効



厚生労働省 たしかめたん



チェックマン

## 賃金引き上げの支援策をご活用ください！

### 厚生労働省「業務改善助成金」

事業場内**最低賃金を引き上げ、設備投資等**を行った中小企業を対象に、その費用の一部を助成します。

- ▶ 業務改善助成金コールセンター ☎ 0120-366-440
- ▶ 申請先：群馬労働局雇用環境・均等室 ☎ 027-896-4739



#### 最低賃金特設サイト

最低賃金以上かどうか確認してみよう！



#### 賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。



#### お問い合わせ

群馬労働局賃金室または最寄りの労働基準監督署へ



## 最低賃金

- ◇年齢に関係なくパートや学生アルバイトなどを含む、群馬県で働く全ての労働者に適用！
- ◇最低賃金未満の労働契約は、無効！最低賃金額が適用！
- ◇都道府県ごとに決められ、毎年改正検討！
- ◇産業によっては、特定最低賃金が適用！
- ◇地域別最低賃金の不払は50万円以下の罰金！

### 最低賃金の比較方法

- 1 時間給の場合 時間給 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
- 2 日給の場合 日給 $\div$ 1日の平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
- 3 月給の場合 月給 $\div$ 1か月の平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
- 4 上記1~3の組み合わせの場合 例えは基本給が時間給制で各手当（職務手当など）が月給制などの場合 それぞれ上記の1、3の式により時間額を換算し、それらを合計したものを最低賃金額（時間額）と比較します。

### 最低賃金との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当



正社員、パート、アルバイトなど、年齢に関係なく、学生さんも含め働くすべての人と雇う人のためのルールです！

厚生労働省HP「賃上げ」支援助成金パッケージをチェック！

